

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度要綱

第1 目的

この要綱は、県内の中小企業者又は中小企業団体に対して、環境保全施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害の防止及び地球環境の保全を促進し、もって、県民の健康の保護と生活環境の保全等快適な環境の確保に寄与することを目的として、その融資に関する事項について定めるものとする。

第2 資金の預託

県は、この制度の運用のため、第4に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において資金を預託するものとする。

第3 融資資金

取扱金融機関は、第2に規定する預託金を原資として、常時当該預託金の額の2.0倍以上の融資目標を設けて融資を行うものとする。

第4 取扱金融機関

取扱金融機関は、次のとおりとする。

株式会社 福岡銀行

株式会社 西日本シティ銀行

株式会社 筑邦銀行

株式会社 福岡中央銀行

第5 融資対象

(1) 融資対象者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する中小企業者であつて、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種の事業（以下「特定事業」という。）を営むもの又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であつて、特定事業を営むもので、県内に工場又は事業場を有し、かつ、現に事業（許可等を要する業種にあつては、当該許可等を受けていることを要する。）を営み、県の事業税（事業税の課税がない場合は県民税）を滞納していないものとする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は対象外とする。

(2) 融資対象資金

融資の対象となる資金は、次のいずれかに該当する資金であつて、資金使途となる事業は県内において実施するものに限る。

ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物による公害を防止するために必

要な施設及び附帯施設の設置又は改善に要する資金

イ 公害防止施設の設置又は改造により公害を除去し難い場合であつて、知事が、特に必要と認めた場合の移転のための用地及び建物に要する資金

ウ 地下水汚染を生じ、又は生じるおそれのある場合において、知事の指導に従つてその汚染原因を除去し、適正に処理するための工事等に要する資金

エ 地球環境保全に資する施設等であつて、次に掲げるものの設置に要する資金

(ア) 特定フロン等の回収装置

(イ) ノンフロン製品

(ウ) 廃棄物の資源化・再生利用施設

(エ) バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設

オ 環境管理システムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証取得に要する資金

カ 事業の用に供する次世代自動車の購入又は最新規制適合車への買替えであつて、次に掲げるものに要する資金（新車購入に限る。）

(ア) 次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車）の新たな購入

(イ) 使用中のディーゼル自動車（貨物自動車及びバス）の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買替え

キ 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置に要する資金

ク P C B 廃棄物の処理等に要する資金

ケ 土壌汚染対策のための土壌調査及び土壌汚染除去等の措置に要する資金

第6 融資条件

(1) 融資限度額

1 企業 4, 0 0 0 万円以内とする。

(2) 融資期間

1 0 年以内とする。ただし、融資額が 1, 0 0 0 万円未満の場合は、7 年以内とする。

(3) 融資利率

年 1. 1 パーセントとする。

(4) 返済方法

元金均等月賦返済（千円単位）とする。ただし、1 年以内の据置きができる。

(5) 信用保証

福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証に付するものとする。

信用保証料率は、保証申込者に適用される責任共有保証料率又は責任共有外保証料率から保証申込者に適用される割引料率を差し引いた料率とする。

(6) 保証人及び担保

ア 連帯保証人

原則として、法人は代表者のみ、個人は不要とする。

イ 担保

必要に応じて徴する。

第7 融資の申請

融資を受けようとする者は、環境保全施設の設置又は工場等の移転の工事着工前に、借入れようとする資金の区分に応じ、別紙提出書類一覧表に掲げる書類を、取扱金融機関に提出するものとする。

第8 融資の決定

取扱金融機関は、第7に規定する融資の申請を受けたときは、当該融資の可否を決定するものとする。

第9 借入者の義務

- (1) 借入金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- (2) 借入金に係る経理は、常に明らかにするとともに、支払を証する書類を整理保存すること。なお、保存の期間は返済完了後5年間とする。
- (3) 当該環境保全施設等は、有効に使用及び維持管理すること。

第10 借入金の返還

借入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、借入金を直ちに繰上償還しなければならない。

- (1) 借入申込書等に不実の記載があったとき。
- (2) 借入金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 工事の完了の見込みが認められないとき。
- (4) 第5の(1)ただし書に規定するものに該当すると認められたとき。
- (5) その他融資の継続が不相当と認められたとき。

第11 取扱金融機関取引者以外への融資

取扱金融機関は、借入申込者との取引の有無にかかわらず融資を行うものとする。

第12 歩積、両建及び相互掛金の禁止

融資については、歩積、両建及び相互掛金の条件を付してはならない。

第13 資金の取扱い及び調査

取扱金融機関及び保証協会は、この資金の取扱いについては、一般業務と区別し、明確にするものとし、知事は、必要に応じ、関係書類の調査を行うことができる。

第14 報告

- (1) 信用保証協会は、毎月末現在におけるこの資金の運用状況を別に定める様式により、翌月10日までに知事に報告しなければならない。
- (2) 取扱金融機関は、この資金の運用状況の報告を知事から求められたときは、知事が定める

ところにより、報告しなければならない。

第 15 電子情報処理組織による報告等

第 14 の規定により信用保証協会及び取扱金融機関が行う報告については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第 16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行し、令和 11 年度までの融資について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の福岡県環境保全施設等整備資金融資制度実施要綱の規定は、令和2年度の融資から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。